

子育て世帯訪問支援事業



目的・内容

家事や育児等に対して不安を抱える妊娠中または未成年を養育する家庭で、市が本事業の利用について必要と認める世帯に対して、市と契約した事業所等から訪問支援員が自宅を訪問し、家事や育児の支援を行う事業です。

対象となる方

あま市に住所を有する妊産婦または18歳未満の未成年者を養育する家庭で、日中困ったときに家族等から支援が受けられない方（世帯）であり、市が本事業の利用について、必要と認めた世帯

利用について

＜利用できる期間及び利用限度＞

利用期間は3か月とし、1日2時間以内かつ20回まで（多胎は30回まで）

＜利用できる日及び時間帯＞

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までの間

※祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

＜利用者負担＞

① 20時間（多胎30時間）まで 無料

② 利用期間20時間（多胎30時間）を超えた世帯 1時間あたり 700円

※生活保護世帯、当該年度分の市町村民税非課税世帯の方は、無料

＜利用場所＞

利用者の自宅

＜サービス内容＞ ＊詳しくは裏面をご覧ください。

家事支援	調理、洗濯、掃除・整理整頓等
育児支援	育児のサポート、地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供

利用の方法に関すること（申請）

事前に申請が必要となります。希望される方は、子ども福祉課または健康推進課へご相談ください。

※申請から利用開始までに1週間程度かかります。

【必要書類等】

① 申請書 ② 母子健康手帳（妊娠中の方のみ）

③ 生活保護または市町村民税非課税であることを確認できる証明書
（生活保護世帯または市町村民税非課税世帯の方のみ）

※申請する年の1月1日現在においてあま市に住民登録のない非課税世帯の方は、前住所地の非課税証明書が必要です。（申請する月が4月～5月の場合は前年度の非課税証明書）

サービス内容の詳細

家事支援	○できること（例）	×できないこと（例）
調理及び後片付け	・簡単な調理(離乳食を含む。) ・配膳、片付け ・食器等の洗浄 ・テーブル拭き	・大量の調理 ・特別な手間がかかる料理（お正月料理等） ・来客の応接（飲食や食事の手配等）
衣類の洗濯及び補修	・衣類の洗濯、干す、たたむ ・アイロンがけ ・洗濯物のタンス等への片付け ・裁縫（ボタン付け、簡単な縫い）	・大量の洗濯、アイロンがけ ・特別な手間を要する洗濯（カーテン等大型洗濯物の洗濯、セーターの手洗い等）
住居等の掃除及び整理整頓	・リビング、寝室、台所等の簡単な掃除（掃除機、拭き掃除） ・整理整頓	・エアコン、ガスコンロ、冷蔵庫、換気扇、網戸、窓等の掃除 ・風呂場のカビとり、ワックスがけ ・庭の掃除（剪定、草むしり、草木の水やり） ・年末の大掃除 ・引っ越しの手伝い
関係機関等との連絡	・回覧板の受け渡し	・郵便物の投函、持ち込み
その他	・布団を干す、片付け ・シーツ交換	・留守番、店番、商品の販売 ・家屋の修繕 ・ペットの世話 ・銀行等への振込み、現金の出し入れ ・市役所への申請等 ・自動車の給油、洗浄、清掃 ・マッサージ等の施術

育児支援	○できること（例）	×できないこと（例）
授乳の手伝い	・湯沸し、ポット等への移し替え ・粉ミルク調合 ・乳児にミルクを与える ・哺乳瓶の洗浄、消毒、片付け	支援者がひとりで乳幼児のお世話をすることはできません。
おむつ交換の手伝い	・おむつ交換	
沐浴介助	・着替えの準備 ・ベビーバスの準備、片付け ・乳児の受け取り、身体のおしき取り、着替え等	
その他必要な育児の手伝い	・乳児の着替え、食事介助 ・ベビー布団の用意、片付け、布団干し ・きょうだい児の遊び相手（住居内に限る。）	・きょうだい児の保育園・幼稚園への送迎 ・支援者と子どもだけの外出 ・医療機関受診の付き添い

【注意事項】

- ・原則、自宅での援助となります。
- ・留守宅あるいは保護者不在の乳幼児のみのお宅には訪問できません。
- ・伝染病等感染症のおそれのある方が家庭にいる場合は訪問できません。
- ・できる範囲でのお手伝いです。利用者に確認しながらお手伝いさせていただきます。

あま市役所 子ども健康部子ども福祉課
健康推進課（甚目寺保健センター）

電話 052-444-3173
電話 052-443-0005